

多摩の浄水所における有機フッ素化合物 (PFOS+PFOA) 濃度の推移 給水栓水(蛇口)

令和元年6月検査実施

単位: µg/L

市町	給水栓No.	浄水所等	PFOS + PFOA
八王子市	48	元本郷浄水所	<0.005
	49	暁町浄水所	<0.005
	50	子安浄水所	<0.005
	51	高月浄水所	<0.005
	52	檜原給水所	<0.005
	53	狭間給水所	<0.005
	54	北野給水所	<0.005
	117	東浅川給水所	<0.005
	124	南大沢給水所	<0.005
	125	唐木田配水所	<0.005
立川市	55	柴崎浄水所	<0.005
	56	富士見第一浄水所	<0.005
	57	富士見第三浄水所	<0.005
	58	立川砂川浄水所	<0.005
	59	立川栄町浄水所	<0.005
	60	砂川中部浄水所	<0.005
	61	西砂第一浄水所	<0.005
	62	西砂第二浄水所	<0.005
三鷹市	63	上連雀浄水所	<0.005
	64	三鷹新川浄水所	<0.005
青梅市	65	日向和田浄水所	<0.005
	66	千ヶ瀬第一浄水所	<0.005
	67	千ヶ瀬第二浄水所	<0.005
	68	沢井第一浄水所	<0.005
	69	沢井第二浄水所	<0.005
	70	二俣尾浄水所	<0.005
	71	御岳山浄水所	<0.005
	72	成木浄水所	<0.005
	73	根ヶ布給水所	<0.005

市町	給水栓No.	浄水所等	PFOS + PFOA
府中市	74	幸町浄水所	<0.005
	75	府中武蔵台浄水所	別紙参照
	76	若松浄水所	0.016
	77	府中南町浄水所	<0.005
調布市	78	上石原浄水所	0.019
	79	仙川浄水所	<0.005
	80	深大寺浄水所	<0.005
町田市	81	原町田浄水所	<0.005
	82	小野路給水所	<0.005
	83	野津田浄水所	<0.005
	84	滝の沢浄水所	<0.005
	85	聖ヶ丘給水所	<0.005
	86	大船給水所	<0.005
	87	鎌水小山給水所	<0.005
小金井市	88	上水南浄水所	<0.005
	89	梶野浄水所	<0.005
小平市	90	小川浄水所	<0.005
日野市	91	大坂上浄水所	<0.005
	92	多摩平浄水所	<0.005
	93	三沢浄水所	<0.005
	94	南平浄水所	<0.005
	95	程久保給水所	<0.005
東村山市	96	美住給水所	<0.005
国分寺市	97	東恋ヶ窪浄水所	別紙参照
	98	国分寺北町第二浄水所	0.020
国立市	99	国立中浄水所	0.023
	100	谷保浄水所	<0.005
福生市	101	福生武蔵野台浄水所	<0.005
狛江市	102	和泉本町浄水所	別紙参照

市町	給水栓No.	浄水所等	PFOS + PFOA
東大和市	103	石畑給水所	<0.005
	104	上北台浄水所	<0.005
清瀬市	105	清瀬旭が丘浄水所	<0.005
東久留米市	106	南沢浄水所	<0.005
	107	滝山浄水所	<0.005
武蔵村山市	108	中藤配水所	<0.005
多摩市	109	桜ヶ丘浄水所	<0.005
	110	落合浄水所	<0.005
稲城市	111	大丸浄水所	<0.005
	112	坂浜浄水所	<0.005
あきる野市	113	上代継浄水所	<0.005
	114	戸倉浄水所	<0.005
	115	乙津浄水所	<0.005
	116	深沢浄水所	<0.005
西東京市	118	芝久保浄水所	<0.005
	119	保谷町浄水所	0.006
	120	西東京栄町浄水所	<0.005
瑞穂町	121	箱根ヶ崎浄水所	<0.005
日の出町	122	大久野浄水所	<0.005
	123	文化の森給水所	<0.005
奥多摩町	126	氷川浄水所	<0.005
	127	ひむら浄水所	<0.005
	128	日原浄水所	<0.005
	129	大丹波浄水所	<0.005
	130	棚澤浄水所	<0.005
	131	小河内浄水所	<0.005

値はすべてPFOSとPFOAの合算値
<0.005 は定量下限値未満を示す。
水道水中の有機フッ素化合物に関する日本の規制等
・要検討項目 目標値無し

多摩の浄水所における有機フッ素化合物(PFOS+PFOA)濃度の推移 給水栓水(蛇口)

単位: µg/L

市町		府中市	国分寺市	狛江市
給水栓No.		75	97	102
浄水所等		府中武蔵台 浄水所	東恋ヶ窪 浄水所	和泉本町 浄水所
令和元年	6月	0.051 0.033	0.049 0.041 0.031	<0.005 <0.005

値はすべてPFOSとPFOAの合算値
<0.005 は定量下限値未満を示す。
水道水中の有機フッ素化合物に関する日本の規制等
・要検討項目 目標値無し
※府中武蔵台浄水所、和泉本町浄水所は測定を2回行った。
※東恋ヶ窪浄水所は測定を3回行った。

(参考)

多摩地区の浄水所における有機フッ素化合物（PFOS、PFOA）の濃度の推移 給水栓水

平成21年度から要検討項目として、PFOS、PFOAが設定されたことから、多摩地区の代表浄水施設を選定し、その給水栓を検査しました。

(単位：μg/L)

代表浄水所	水源	PFOS						PFOA					
		H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
柴崎浄水所	地下水（深井戸）	<0.005	<0.005	0.006	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.005	<0.005	<0.005
千ヶ瀬第二浄水所	伏流水	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

<0.005 : 検査結果が定量下限値である0.005μg/L未満であることを表す。

(単位：μg/L)

代表浄水所	水源	PFOS					PFOA				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 R1年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度 R1年度
三鷹新川浄水所	地下水（深井戸）	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005
高月浄水所	伏流水	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005

<0.005 : 検査結果が定量下限値である0.005μg/L未満であることを表す。